

## 岩倉市民プラザ運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市民プラザの管理及び運営に関する規則（平成22年岩倉市規則第2号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、岩倉市民プラザ（以下「プラザ」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 規則第5条に規定する登録団体等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学していること。

(2) 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行う団体であって、その活動内容が、次のいずれかに該当すること。

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 科学技術の振興を図る活動

セ 経済活動の活性化を図る活動

ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

タ 消費者の保護を図る活動

チ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う活動

2 前項の規定にかかわらず、公益性があると市長が特に認める場合は、

同項各号に該当しないものを登録することができる。

(登録の有効期限)

第3条 規則第5条第3項の岩倉市民プラザ市民活動支援センター利用団体等登録証(以下「登録証」という。)の有効期限は、当該登録証を交付した日から当該交付した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(活動状況の報告)

第4条 市長は、登録団体等としての要件を満たしていることを確認するために必要な限度において、登録団体等に対して活動状況の報告を求めることができる。

(登録団体等の使用料の減免の手続)

第5条 規則第11条第2項ただし書による使用料の減免の手続については、同項各号に定める団体等が第3条に定める有効期限内に初めて利用する場合にあっては同項本文を適用し、その後の利用にあっては初めて利用した際に承認された減免の内容に準ずることとして、当該有効期限内は減免申請書の提出を要しないものとする。

(作業室の機器の利用)

第6条 登録団体等の構成員等(以下「構成員等」という。)であって作業室の機器を利用しようとするものは、事前に講習を受け、講習修了証の交付を受けなければならない。

2 作業室の機器を利用する者は、講習修了証を携帯するとともに、印刷機の紙詰まりに対する対処、インクの補充等の軽易なメンテナンス作業について責任をもって対処しなければならない。

3 市長は、印刷機の利用において、印刷物の内容が公益的活動又は地域自治活動に関するものに限り、登録団体等ごとに年間10,000円を限度として、印刷に係る使用料を減免することができる。

(撮影機器等の貸与)

第7条 構成員等は、登録団体等の活動内容等を記録し、及び提供するために必要なときは、撮影機器等の貸与を受けることができる。

2 撮影機器等の貸与を受けようとする構成員等は、貸与を受けようとする日の前日までに、撮影機器等貸与申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

3 構成員等が撮影機器等の貸与を受けて記録した映像情報は、市長が別

に定めるところにより取り扱うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(申請書の提出を省略し登録証を交付できる団体等)

2 規則第5条第4項の規定により、同条第2項の申請書の提出を省略し、同条第3項の登録証を交付することができる団体等は、岩倉市区長会の設置等に関する規程(昭和63年岩倉市訓令第5号)第3条に定める区、社会教育関係団体及び生涯学習サークルとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

撮影機器等貸与申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
氏 名  
電話番号

次のとおり撮影機器等の貸与を受けたいので申請します。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 撮影機器等 |                 |
| 使用目的  |                 |
| 貸与期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |